

令和6年第3回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月14日（木）午前9時30分から10時16分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 （17人）

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	稲村 健一 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	竹原 誠 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	中川原 扶貴子 君
9番	鳥谷部 甚一郎 君	11番	豊川 敏雄 君
12番	大沢 トモ子 君	13番	鈴木 徳治 君
14番	三浦 弘文 君	15番	佐々木 喜克 君
16番	柏田 雅俊 君	17番	沼沢 こえ子 君
18番	高村 國昭 君		

4. 欠席委員 10番 中里 登 君（1人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第6号 裁判所の農地等の現況に関する照会書の回答について

報告第7号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第14号 令和6年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について

議案第15号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

議案第16号 五戸町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 小村 隆幸 君

事務局 次長 大沢 直明 君

総務班 長 小泉 安子 君

主 査 大澤 翔太 君

7. 会議の概要

議長（岩井）	<p>ただ今から、令和6年第3回五戸町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご参集くださいます、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局（小村）	<p>10番中里登委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は 17名となります。</p> <p>それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。</p>
議長（岩井）	<p>これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。</p> <p>会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>それでは、9番鳥谷部甚一郎委員と14番三浦弘文委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。</p>
議長（岩井）	<p>それでは、日程第2業務報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>〔業務報告の朗読及び説明〕</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上で日程第2業務報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>次に、日程第3報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局（小泉）

それでは議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。今月の通知書の受理は9件です。各農地の所在及び貸付人・借受人については記載のとおりです。

1番は、畑、面積は700㎡。貸付人が自ら耕作するため解約するものです。

2番は、畑3筆、面積は合計6,344㎡。町外へ転出したことにより遠距離で通作が難しくなったため解約するものです。2番から7番までは借受人は同じ方で、解約理由が同じため、以降、解約理由は省略いたします。

3番は、畑8筆、面積は合計15,245.5㎡。

4番は、畑8筆、面積は合計15,245.5㎡。

5番は、畑2筆、面積は合計5,212㎡。

6番は、畑、面積は4,795㎡。

7番は、畑2筆、面積は合計8,928㎡。

8番は、畑2筆、面積は合計4,054㎡。高齢により経営規模を縮小するため解約するものです。

9番は、畑2筆、面積は合計4,219㎡。圃場の条件が悪いため解約するものです。

以上です。

議長（岩井）

ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議長（岩井）

よろしいですか。

特に発言がないようですので、報告第5号を終わります。

議長（岩井）

次に、報告第6号「裁判所の農地等の現況に関する照会書の回答について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤）

それでは議案書の5ページ、報告第6号と参考資料の9ページをご覧ください。

裁判所の農地等の現況に関する照会書の回答について、令和6年2月5日付け令和6年（ヌ）第3号の農地等の現況について、民事執行法による農地等の売却の処理方法について、昭和58年7月5日五八構改B677に基づき、農業委員3名と事務局で現地調査を行い下記のとおり回答したので報告いたします。

1番は、畑、計3筆、面積は合計3,626㎡です。現地調査の結

	<p>果、現況は畑と判断いたしました。転用許可・農地法第3条第1項の許可・土地改良事業賦課金等はありません。買受適格証明書の要否については、有りと判断いたしました。買受適格証明書とは、農地の競売に参加する場合に必要なもので、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただいまの報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>次に、報告第7号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは議案書の6ページ、報告第7号と参考資料の11ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、令和6年2月20日付け五農委第184号で取り下げの申請をした下記について、令和6年2月27日付け青構第881号で受理されたので報告いたします。</p> <p>1-1番と1-2番は、畑、計3筆、面積は合計1,771㎡です。当初予定していた計画での事業実施の目途が立たないため取り下げとなりました。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただいまの報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
15番（佐々木）	<p>売買の場合、土地を造成しないと県からの許可がおりないのではないかと前に聞いたが、取り下げになった経緯を教えてください。</p>
事務局（大澤）	<p>昨年度、県に送ったあと色々やりとりがあったのですが、土地がひらいていることで農地を全体的に有効活用していないなど、色々やりとしたが、結局つめることができなかったため、今回取り下げになりました。</p>

15 番 (佐々木)	<p>売買はまだ済んでないのか。</p>
事務局 (大澤)	<p>売買する約束になっていましたが、今回は取り下げになったので、その後のことは伺っていません。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長 (岩井)	<p>その他、ございますか。</p>
議 長 (岩井)	<p>よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようですので、以上で報告第 7 号を終わります。</p>
議 長 (岩井)	<p>ここで農地調査会、今月の調査委員は、8 番中川原扶貴子委員と 15 番佐々木喜克委員です。調査委員席に、ご着席ください。</p> <p>(調査委員席に、着席)</p>
議 長 (岩井)	<p>次に、議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案第 11 号の 1 番と 2 番については、佐々木一榮委員に関する事案であるため、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退室をお願いします。</p> <p>(佐々木 一榮 委員、退席・退室)</p>
議 長 (岩井)	<p>それでは事務局より、議案第 11 号の 1 番と 2 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (小泉)	<p>それでは議案書の 7 ページ議案第 11 号と、参考資料の 13 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。今月の許可申請は、1 議案 3 件です。1 番と 2 番は、売買による所有権移転に関する件、3 番は、贈与による所有権移転に関する件です。各農地の所在及び譲渡人・譲受人については記載のとおりです。</p> <p>1 番は、田 4 筆、面積は合計 4,719 m²です。</p> <p>2 番は、田、面積は 1,600 m²です。</p> <p>1 番と 2 番は、別添調査書にありますとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p>

	<p>ご参考までに売買価格をお知らせします。 1 番の売買価格は、750,000 円、10 a あたり 159,000 円です。 2 番の売買価格は、300,000 円、10 a あたり 187,000 円です。 以上です。</p>
議 長 (岩井)	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、佐々木喜克委員から、議案第 11 号の 1 番と 2 番の調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査委員 (佐々木)	<p>農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。 議案書の 7 ページ議案第 11 号と参考資料 13 ページをご覧ください。 3 月 5 日に、岩井会長と中川原扶貴子委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。 1 番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人は高齢で農地の管理ができないため、譲渡人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。 2 番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人は農地の管理ができないため、譲渡人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。 以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議 長 (岩井)	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質問・意見なし)</p>
議 長 (岩井)	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 11 号の 1 番と 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議 長 (岩井)	<p>全員賛成ですので、議案第 11 号の 1 番と 2 番は、原案のとおり決定しました。ここで、佐々木一榮委員を入室させてください。 (佐々木 一榮 委員、入室・着席)</p>
議 長 (岩井)	<p>次に、議案第 11 号の 3 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (小泉)	<p>それでは、引き続き農地法第 3 条の許可申請について説明させ</p>

	<p>ていただきます。</p> <p>3番は、畑、面積は321㎡です。</p> <p>3番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、佐々木喜克委員から、議案第11号の3番の調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査委員 （佐々木）	<p>引き続き、現地調査の結果を報告いたします。</p> <p>3番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人には農業後継者がなく、高齢になり農地を整理するため、譲渡人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人は、自家野菜を作付けするそうです。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第11号の3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第11号の3番は、原案のとおり決定しました。</p>
議長（岩井）	<p>次に、議案第12号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは、議案書の9ページ、参考資料の17ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。</p> <p>今月の許可申請は、1議案1件です。農地の所在及び譲渡人・</p>

<p>議 長（岩井）</p>	<p>譲受人については記載のとおりです。 1 番は、田、面積は 1,287 m²。転用目的は、資材置場です。農地区分は、第 1 種農地と判断いたします。 以上です。</p> <p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、中川原扶貴子委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
<p>調査委員 （中川原）</p>	<p>農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の 9 ページ議案第 12 号と参考資料の 17 ページをご覧ください。3 条申請と同じく、3 月 5 日に現地調査を行いました。</p> <p>1 番は、譲受人が譲渡人から売買により申請地を取得し、建築資材置場にする計画です。</p> <p>周囲は、北側は原野、西側は雑種地、東側と南側は田んぼとなっております。汚水等は発生せず、雨水は敷地内で地下浸透するため、周囲に影響が無いことを確認しております。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
<p>議 長（岩井）</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議 長（岩井）</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議 長（岩井）</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 12 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。 調査委員の方々、ありがとうございました。 指定席にお戻りください。</p> <p>（調査委員 指定席に戻る）</p>
<p>議 長（岩井）</p>	<p>次に、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 議案第 13 号の 1 番については、稲村健一委員に関する事案であるため、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退室をお願いします。</p>

	(稲村 健一委員、退席・退室)
議長 (岩井)	それでは事務局より説明をお願いします。
事務局 (大澤)	<p>それでは議案書の10ページ、議案第13号をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>五戸町長より令和6年2月22日付け五農林第334号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案6件で、合計面積は30,716㎡です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。</p> <p>1番から5-2番は、利用権設定による貸借です。各農地の所在及び利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者については記載のとおりです。</p> <p>1番は、畑、面積は3,442㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり5,800円、年20,000円です。ネギを作付けする予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長 (岩井)	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長 (岩井)	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第13号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 (岩井)	<p>全員賛成ですので、議案第13号の1番は、原案のとおり決定しました。ここで、稲村健一委員を入室させてください。</p> <p>(稲村 健一委員、入室・着席)</p>
議長 (岩井)	次に、議案第13号の2番から5番-2について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (大澤)	それでは、議案第13号の2番からご説明いたします。

	<p>2番は、田、面積は6,002㎡。3年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり8,000円、年48,000円です。水稻を作付けする予定です。</p> <p>3番は、田、計2筆、面積は合計3,680㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、玄米30kgが7つです。水稻を作付けする予定です。</p> <p>4番は、畑、面積は7,592㎡。3年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり4,000円、年30,000円です。牧草を作付けする予定です。</p> <p>5-1番は、畑、計2筆、面積は合計3,452㎡。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり10,000円、年35,000円です。長芋を作付けする予定です。</p> <p>5-2番は、畑、計4筆、面積は合計6,548㎡。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり10,000円、年65,000円です。長芋を作付けする予定です。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第13号の2番から5-2番について、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第13号の2番から5番-2は、原案のとおり決定しました。</p>
議長（岩井）	<p>次に、議案第14号「令和6年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>議案書の12ページ議案第14号をご覧ください。</p> <p>令和6年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について説明いたします。</p> <p>2月21日役場庁舎において五戸町と新郷村の農業委員会会長と会長職務代理者、事務局で標準額改定の打合せ会を行いました。</p> <p>13ページをご覧ください。</p>

	<p>青森県最低賃金が令和5年10月7日から898円となり、昨年より45円引き上げになりました。8時間当たりになると7,184円であるため、水田・畑作一般作業、果樹のせん定以外の賃金は前年から300円増額の7,200円に引き上げました。</p> <p>果樹のせん定につきましては、農作業労働賃金の伸び率5%を乗じて積算し、500円増額の10,800円といたしました。</p> <p>その他の標準額は、近隣市町村と均衡が図られているため前年と同額の据え置きとしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（岩井）	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
6番（竹原）	据え置きになったところは。
事務局（大沢）	据え置きの部分は2番の農業機械利用料が全部据え置きで、1番の農作業労働賃金は最低賃金にあわせて、引き上げています。
6番（竹原）	2番の農業機械利用料については、燃料等、全てが上がっているし、機械をみんなが持っている時代ではないので、もう少し上げてみてはどうか。機械にもオペレーターが乗るので賃金は上がるはず。来年度検討してほしい。
事務局（大沢）	来年度、検討します。
議長（岩井）	他にございませんか。
	（質問・意見なし）
議長（岩井）	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
議長（岩井）	全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。
議長（岩井）	次に、議案第15号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局（大沢）	議案書の14ページ議案第15号をご覧ください。 令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

農業委員会による最適化活動の推進等について、令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき来年度の最適化活動の目標等について決定を求めるものでございます。

令和5年度から変更した部分をご説明いたします。16ページをご覧ください。

(1)農地の集積、②目標部分ですが右側の今年度末の集積率を45%から52%に引き上げております。青森県の目標が令和12年度までに集積率90%となっており、そこに向けて五戸町の集積率も徐々に上げていく目標となっております。

次に(2)遊休農地の解消①現状及び課題の面積につきましては、令和5年度の農地パトロールの実績に変更しております。1号遊休農地面積は32haから24haへ減少しております。うち緑区分は13haから10haへ黄区分は19haから14haへ減少しております。一番下のイ新規発生遊休農地の解消ですが令和5年度に新規発生した緑区分の遊休農地5haを解消目標面積としております。次のページをご覧ください。

(3)新規参入の促進②目標についてですが、農水省ガイドラインで令和2年度から令和4年度の3年間で権利移転・設定の行われた平均農地面積の1割以上を目標にするよう求められており0.1haを設定しております。

説明は以上となります。

議長（岩井）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井）

全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井）

次に、議案第16号「五戸町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大沢）

議案書の18ページ、議案第16号をご覧ください。

五戸町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について説明いたします。

今回の改正は数値目標の部分を変更しております。

次のページをご覧ください。

下側の表に遊休農地の解消目標を記載しております。令和12年度に遊休農地をゼロにするため、徐々に少なくしていく目標設定となっております。3年後の目標が令和8年7月となっているのは次回の委員改選に合わせて目標数値の見直しをするためです。

次のページをご覧ください。中段の表に担い手への農地利用集積目標を記載しております。県の基本方針の目標が令和12年度に90%集積することとなっておりますので、その数値に向けて徐々に集積率を増やす目標です。

次のページをご覧ください。中段の表に新規参入の促進目標を記載しております。町の基本的な構想で年間3人の新規参入を目標にしているため、現状の28名に年間3名ずつ増やしていく目標としております。

説明は以上です。

議長（岩井）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井）

全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、令和6年第3回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和6年第3回五戸町農業委員会総会催日時 令和6年3月14日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員